



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	子どもの生活条件とスクール・ソーシャルワーク
Author(s)	岩田, 美香; IWATA, Mika
Citation	教育福祉研究, 9, 57-69
Issue Date	2003-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28360
Type	departmental bulletin paper
File Information	9_P57-69.pdf



子どもの生活条件とスクール・ソーシャルワーク

岩田 美香

1. はじめに

当時の文部省（現在の文部科学省）が児童生徒の心の問題を解決するための一歩として、「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」、すなわちスクールカウンセラー（学校カウンセラー）を全国154校に配置したのは1995年のことである。この事業は、2001年度から制度化され、その後5年間をかけて全国の中学校に配置する予定である。この事業を開始してから、もはや7年が経とうとしているが、30日以上欠席のいわゆる「不登校」の子どもたちの数は、いっこうに減ることはない。一方で、その間の青少年の犯罪の凶悪粗暴化とも重なって、子どもたちの「心」をどのようにケアしていくかという問題が、テレビや書籍をはじめとしたマスメディアにおいても数多く取り上げられている。

本稿では、①親の社会階層的な生活条件の違いが子どもの生活にどのように影響しているのかについての実態を把握し、それが、②子どもの問題解決のプロセスにおいても一定の「差」となって表れることを示していく。そして、子どもと親の「生活」を通して見たときに、③スクール「カウンセリング」やスクール「ソーシャルワーク」といったものが、いかに有効であり、あるいは限界をもっているのかということ考察していくものとする。

こうした課題設定の背景には、筆者が北海道A市において3年間「スクールカウンセラー」として関わってきたなかで、「スクールカウンセリング」活動では対応しきれない、すなわち文部省が「職務内容・職務条件」としている活動では、子どもの問題の核心の解決に迫りきれないという壁

に突き当たった経験が存在している。文部省が掲げた「職務内容」とは、主に①児童生徒へのカウンセリング、②カウンセリング等に関する教職員及び保護者に関する助言・援助、③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供、④その他の児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められるもの……であり、これらの職務内容を校長等の指揮監督のもとに行うとされている。因みに「職務条件」で言えば、年35週、週2回、1回あたり4時間が原則とされている。

以前より、「スクールカウンセラー」ではなく「スクール・ソーシャルワーカー」の必要性については、山下を代表とする実践^①が広く認知されており、研究成果においても心理学・精神医学領域の研究者や実践者による「スクールカウンセリング」関連のペーパーに対して、社会福祉学・教育学領域の「スクール・ソーシャルワーク」関連のものが出されてきている。なかでも岩崎は、両領域における先行研究と自らの実践・調査を通して、「スクールカウンセリング」活動の限界と「スクール・ソーシャルワーク」活動の必要性を説いている^②。

岩崎によれば、不登校の子どもたちに対する現行の支援サービスには、「相談」に関わる支援と「居場所」に関わる2種類の支援があり、前者は「スクールカウンセリング活動」、後者は「適応指導教室（主に不登校児童・生徒に対する指導・相談を行うために、各地の教育委員会が学校以外の場所に設置している施設）」に代表される。彼は、スクールカウンセリングでの功罪および適応指導教室への調査結果もふまえて、わが国におけるスクール・ソーシャルワークの必要性として、次の5

点に整理している⁽³⁾。①複雑多様化する今日の教育病理に対する福祉的視点による援助の必要性、②心理的ケアだけでなく、子どもの生活全般を対象とした支援の枠組みの必要性、③学校、家庭、地域間の連携を促進すること。とくに子どもあるいは家庭の学校に対するアドボカシー機能の必要性、④学校と関係機関の調整役および地域への働きかけを担うコーディネーターといった専門職の必要性、⑤教育病理をマクロ的な視点からも解決していくための理論および技法（ソーシャルアクションなど）の必要性……である。

上記の5点は、これまで、学校においてソーシャルワーク的な対応をしてきた実践者たちが、部分的に指摘しているに過ぎなかったものを総括的に整理したものであり、スクール・ソーシャルワークのアイデンティティを確立する上でも評価できる。しかし、彼の指摘する「生活全般を視野に入れる」と言った時の枠組みとしては、「生活病理」を問題の軸としたものであり、睡眠覚醒リズム障害といった生活時間リズムの乱れや現代の食生活の乱れと「キレる」行動との関連といった先行研究をあげているに過ぎない⁽⁴⁾。スクール・ソーシャルワークが、アメリカにおいて経済的・社会的な要因から教育を享受できない子どもたちへの援助からはじまったことを考えても、そもそもソーシャルワーク自体が経済的・社会的弱者に対する援助から生じたことを思い返してみても、「現代的な」生活習慣の乱れや問題点を考慮するだけでは、不十分ではないかと思われる。

子どもが乳幼児である子育ての段階ですら、親のもつ社会階層的な要因によって、子育ての問題の現象形態は異なっていた⁽⁵⁾。ましてや、「競争」が全面に押し出される学齢期以降の段階では、学校の中と外の「教育」をめぐる、親の社会階層が子どもの生活に影響を与え、ひいては、子どもの後の生活条件にも一定の制約を与えていることは、既に再生産論との絡みで、しばしば指摘されているものである⁽⁶⁾。

岩崎は、わが国におけるスクール・ソーシャルワークの導入や研究が遅れている原因として、西

尾による「わが国では社会事業もしくは社会福祉は低所得で、経済的に困窮している階層が対象であって、福祉と教育が接点を有しているとは考えられなかったから……」という引用とともにソーシャルワークに存在する固定観念にあると指摘している⁽⁷⁾。けれども、上述のように低所得・経済的困窮にある階層の子どもたちへの視点こそが、福祉と教育とが接点をもたざるを得ない、まさに福祉と教育とが協働で取り組むニーズが存在しているのではないだろうか。岩崎のソーシャルワークに対するこうしたとらえ方が、「子どもたちの生活全般」の重要性を説いている一方で、様々な階層を含めた社会全体の子どもとその親たちの生活から問題をたてていくというスタンスが成されなかったのであろう。本稿は、先の課題を設定することにより、子どもへの援助を考えるときに、いかに家族をも含めた生活の問い直しが必要であるかを示していくこととなる。

以下、A市における質問紙調査の結果と、筆者のスクール・ソーシャルワーク実践を通して考察していく。

2. 質問紙調査から見た親の生活条件と子どもの生活

ここでは、A市の小・中学校において実施した生徒とその保護者への質問紙調査⁽⁸⁾の結果をもとに、親の社会的階層性の違いによる子どもたちの生活の差異を概観する。なお、紙面の制約により、文面で説明している全ての表を掲載できないことを断っておく。また、調査結果の詳細は『子どもの生活状況に関するアンケート調査報告書』を参照のこと。

この調査では、親票では世帯年収・職業といった質問項目を設けているが、子ども票では設けていないため、子ども票を使って直接に社会階層的なファクターの違いによる生活状況の比較をすることはできない。しかし、B中学校とC中学校で、またD小学校とE小学校では、公営住宅の有無や新興住宅地等の条件も重なって、地域によって生活条件の違いが生じている結果となっていた。そ

ここで本稿では、4つの学校間の比較を通して、間接的にはあるが社会階層的差異による生活状況と意識の違いを見ていくこととする。ただしこのことは、欧米で見られるような「この学区は低所得層地域である」といったレッテルが貼られるような性格のものでも、また実際に、その学区に低所得層以外の住民が住んでいないというものでもない。ただ、低所得層向けの住宅が供給されていることから、統計的な結果として低所得層に代表されやすいというものである。

まず、データで4つの学校を概観してみたいと思う。平成13年における各学校の児童数は、B中学校409名、C中学校506名、D小学校586名、E小学校660名であるが、同年の要保護認定児童数・準要保護認定児童数は、それぞれB校で8人(2.0%)と48人(11.7%)、C校で28人(5.5%)と110人(21.7%)、D校で63人(10.8%)と134人(22.9%)、E校で4人(0.6%)と37人

(5.6%)である。また、親票の回答から学校別の世帯年収を見ても、B校とE校は501~700万円が最も多く、次いで701~1000万円となっている。一方、C校では、同じく501~700万円が最も多いものの、次いで301~400万円・401~500万円となっており、D校では200万円未満が最も多く、次いで401~500万円・301~400万円となっている(表1)。所得の面では、C中学校とD小学校、特にD小学校において経済的な困難さを抱えている家族が比較的多く見られるようである。

親の職業については、表2にあるようにいずれの小・中学校も「民間企業の常勤」が高く、なかでもB中学校はその割合が67%近く、「自営業」とを合わせると8割を超えている。C中学校では、「民間企業の常勤」の割合が45%に減少する分、「自営業」・「公務員・団体職員」が1割を超し、「臨時・パート」も1割に近づくといったように、職業内容は分散している。それに対してD小学校

表1 学校別と世帯税込み年収のクロス表(親票)

		世帯税込み年収									合計
		200万円以下	201~300万円	301~400万円	401~500万円	501~700万円	701~1000万円	1001~1500万円	1501万円以上	N. A.	
学校別	B中学校	4 3.6%	6 5.4%	13 11.7%	12 10.8%	32 28.8%	19 17.1%	1 0.9%	1 0.9%	23 20.7%	111 100.0%
	C中学校	10 7.5%	14 10.5%	21 15.8%	20 15.0%	37 27.8%	10 7.5%	0 0.0%	2 1.5%	19 14.3%	133 100.0%
	D小学校	18 23.7%	4 5.3%	11 14.5%	14 18.4%	9 11.8%	7 9.2%	1 1.3%	1 1.3%	11 14.5%	76 100.0%
	E小学校	4 3.8%	4 3.8%	10 9.4%	14 13.2%	38 35.8%	23 21.7%	4 3.8%	0 0.0%	9 8.5%	106 100.0%
合計		36 8.5%	28 6.6%	55 12.9%	60 14.1%	116 27.2%	59 13.8%	6 1.4%	4 0.9%	62 14.6%	426 100.0%

表2 学校別と家計支持者の職業のクロス表(親票)

		家計支持者の職業							合計
		自営業	公務員、 団体職員	民間企業 の常勤	臨時、 パート	その他 の職業	無職	N. A.	
学校別	B中学校	15 13.5%	6 5.4%	74 66.7%	3 2.7%	6 5.4%	0 0.0%	7 6.3%	111 100.0%
	C中学校	21 15.8%	17 12.8%	60 45.1%	12 9.0%	11 8.3%	2 1.5%	10 7.5%	133 100.0%
	D小学校	4 5.3%	4 5.3%	42 55.3%	13 17.1%	5 6.6%	1 1.3%	7 9.2%	76 100.0%
	E小学校	11 10.4%	23 21.7%	59 55.7%	0 0.0%	9 8.5%	3 2.8%	1 0.9%	106 100.0%
合計		51 12.0%	50 11.7%	235 55.2%	28 6.6%	31 7.3%	6 1.4%	25 5.9%	426 100.0%

表3 学校別と家族構成のクロス表（親票）

		家族構成								合計
		父母+子ども	父母+子ども+祖父母	父+子ども	父+子ども+祖父母	母+子ども	母+子ども+祖父母	その他	N. A.	
学校別	B中学校	80 72.1%	18 16.2%	1 0.9%	0 0.0%	7 6.3%	1 0.9%	1 0.9%	3 2.7%	111 100.0%
	C中学校	83 62.4%	18 13.5%	3 2.3%	1 0.8%	21 15.8%	3 2.3%	1 0.8%	3 2.3%	133 100.0%
	D小学校	45 59.2%	2 2.6%	1 1.3%	0 0.0%	23 30.3%	3 3.9%	1 1.3%	1 1.3%	76 100.0%
	E小学校	83 78.3%	13 12.3%	1 0.9%	0 0.0%	5 4.7%	2 1.9%	0 0.0%	2 1.9%	106 100.0%
合計		291 68.3%	51 12.0%	6 1.4%	1 0.2%	56 13.1%	9 2.1%	3 0.7%	9 2.1%	426 100.0%

では、「臨時・パート」が17%と高くなっている。E小学校の特徴としては、「民間の常勤」に次いで「公務員・団体職員」の高さが見られる。

表3より家族構成を見てみると、いずれの学校も「父母+子ども」の家族構成が6～8割と高いが、C中学校では16%近くが、D小学校では30%が母子家族である。母子家族であることは、それだけで子育ての問題を抱えるものではないが、父母子家族にあっても子育てが大変な現代にあって、母親ひとりで子育てをしていくことに対する、より特別な援助を必要としている家族であると捉えることはできよう。

こうした経済的・社会的困難さが、子どもと親の生活に具体的にどのような影響をもたらし、それが「差」となって表れるのかを見ていくと、B中学校やE小学校に代表される子どもたちは、子ども部屋・パソコンの所有にみられるような（表4）子どもの生活環境が整えられているなか、習い事や塾に通う（表5）ために遊ぶ時間（表6）や家族と一緒に夕食もままならない。けれども「学校の勉強だけでは不十分」であると認識しているために、塾などをやめることもできず、また学校では、成績や内申点を気にしてのことであろうか、先生との関係にも不安を抱いている（表7）。これはマスメディアでも取り上げられているような現代的な教育問題、すなわち表面的には「ゆとり」教育といっても、いまだ競争原理に基づいた教育の中で、子どもたちがストレスを抱えている様子を表している。

表4 学校別と子ども専用の部屋のクロス表（親票）

		子ども専用の部屋			合計
		ある	ない	N. A.	
学校別	B中学校	93 83.8%	15 13.5%	3 2.7%	111 100.0%
	C中学校	96 72.2%	35 26.3%	2 1.5%	133 100.0%
	D小学校	46 60.5%	28 36.8%	2 2.6%	76 100.0%
	E小学校	81 76.4%	25 23.6%	0 0.0%	106 100.0%
	世帯収入	200万円以下	19 52.8%	15 41.7%	2 5.6%
	201～300万円	17 60.7%	11 39.3%	0 0.0%	28 100.0%
	301～400万円	35 63.6%	19 34.5%	1 1.8%	55 100.0%
	401～500万円	46 76.7%	14 23.3%	0 0.0%	60 100.0%
	501～700万円	92 79.3%	24 20.7%	0 0.0%	116 100.0%
	701～1000万円	51 86.4%	8 13.6%	0 0.0%	59 100.0%
	1001～1500万円	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%	6 100.0%
	1501万円以上	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	N. A.	48 77.4%	10 16.1%	4 6.5%	62 100.0%
合計		316 74.2%	103 24.2%	7 1.6%	426 100.0%

表5 学校別と塾や習い事のクロス表（子ども票）

		塾や習い事			合計
		行って(している)	行って(していない)	N. A.	
学校別	B中学校	69 46.9%	75 51.0%	3 2.0%	147 100.0%
	C中学校	59 38.1%	96 61.9%	0 0.0%	155 100.0%
	D小学校	42 51.9%	34 42.0%	5 6.2%	81 100.0%
	E小学校	74 64.3%	39 33.9%	2 1.7%	115 100.0%
合計		244 49.0%	244 49.0%	10 2.0%	498 100.0%

一方C中学校やD小学校に代表される子どもたちは、起床や朝食にはじまり、放課後もテレビやゲーム時間の長期化(表8)といった生活の乱れによって、学校へも毎日元気に登校できていない。さらに学校でも好きな科目も少ない。しかし、「社交性」が豊かであるためか、学校の先生とも親との会話も成されている。家庭では、生活基盤の脆さや親も含めた生活の乱れが家庭での争いごととして生じており、子どもたちは、それらを不

安・不満として感じている(表9・10・11)。D小学校の自由記述では、「おさげやタバコをやめてもらいたい。家のことを全部、子どもにおしつけて、大人はぐーたら、ぐーたらするのはやめてほしい。」「家庭の中でケンカしないでほしい。」「タバコはすてないでほしい。パチンコをしないでほしい。人のお金をかってにつかうのをやめてほしい。すぐに大きい声をだすのをやめてほしい。」というものが記されていた。小学校5年生の子ど

表6 学校別と下校後に遊ぶ時間のクロス表(子ども票)

		下校後に遊ぶ時間			N. A.	合計
		たいていはある	ある時とない時が半々くらい	ほとんどない		
学校別	B中学校	36 24.5%	42 28.6%	65 44.2%	4 2.7%	147 100.0%
	C中学校	75 48.4%	51 32.9%	28 18.1%	1 0.6%	155 100.0%
	D小学校	47 58.0%	18 22.2%	16 19.8%	0 0.0%	81 100.0%
	E小学校	56 48.7%	42 36.5%	15 13.0%	2 1.7%	115 100.0%
	合計	214 43.0%	153 30.7%	124 24.9%	7 1.4%	498 100.0%

表7 学校別と先生との関係に不安のクロス表(子ども票)

		先生との関係に不安			合計
		感じている	感じていない	N. A.	
学校別	B中学校	27 18.4%	116 78.9%	4 2.7%	147 100.0%
	C中学校	19 12.3%	134 86.5%	2 1.3%	155 100.0%
	D小学校	10 12.3%	71 87.7%	0 0.0%	81 100.0%
	E小学校	21 18.3%	92 80.0%	2 1.7%	115 100.0%
	合計	77 15.5%	413 82.9%	8 1.6%	498 100.0%

表8 学校別とテレビの視聴時間のクロス表(子ども票)

		テレビの視聴時間								N. A.	合計
		ほとんど見ない	30分以内	30分～1時間	1～2時間	2～3時間	3～4時間	4～5時間	5時間以上		
学校別	B中学校	3 2.0%	1 0.7%	5 3.4%	29 19.7%	39 26.5%	27 18.4%	19 12.9%	19 12.9%	5 3.4%	147 100.0%
	C中学校	4 2.6%	3 1.9%	3 1.9%	16 10.3%	42 27.1%	29 18.7%	23 14.8%	35 22.6%	0 0.0%	155 100.0%
	D小学校	7 8.6%	2 2.5%	5 6.2%	15 18.5%	6 7.4%	13 16.0%	13 16.0%	19 23.5%	1 1.2%	81 100.0%
	E小学校	4 3.5%	1 0.9%	15 13.0%	23 20.0%	25 21.7%	16 13.9%	16 13.9%	12 10.4%	3 2.6%	115 100.0%
	合計	18 3.6%	7 1.4%	28 5.6%	83 16.7%	112 22.5%	85 17.1%	71 14.3%	85 17.1%	9 1.8%	498 100.0%

表9 学校別と家が狭いことが悩みのクロス表(子ども票)

		家が狭いことが悩み			合計
		感じている	感じていない	N. A.	
学校別	B中学校	35 23.8%	108 73.5%	4 2.7%	147 100.0%
	C中学校	69 44.5%	85 54.8%	1 0.6%	155 100.0%
	D小学校	34 42.0%	47 58.0%	0 0.0%	81 100.0%
	E小学校	14 12.2%	99 86.1%	2 1.7%	115 100.0%
	合計	152 30.5%	339 68.1%	7 1.4%	498 100.0%

表10 学校別と親が厳しいことが悩みのクロス表(子ども票)

		親が厳しいことが悩み			合計
		感じている	感じていない	N. A.	
学校別	B中学校	44 29.9%	100 68.0%	3 2.0%	147 100.0%
	C中学校	56 36.1%	97 62.6%	2 1.3%	155 100.0%
	D小学校	33 40.7%	47 58.0%	1 1.2%	81 100.0%
	E小学校	29 25.2%	84 73.0%	2 1.7%	115 100.0%
	合計	162 32.5%	328 65.9%	8 1.6%	498 100.0%

もたちに、こうした記載をさせる状況があるという事実は、質問紙調査における「親からほめられたこと」が「ほとんどない」という回答がD小学校において12.3%にもあがっていることと少なからず関連があるのであろう。

親も、そのことを後ろめたく思っているのか、お小遣い・テレビ・携帯電話といった(表12・表13)子どもの目先の物質的な要求に応えることで免罪符としているようである。また、学校の生活だけを切り取ってみれば、C中学校・D小学

校の子どもたちには、家庭生活の上での困難さはあっても、表面的には学校生活での問題を呈していない。

それに比べ、B中学校・E小学校の子どもたちが心理的な健康状態が保てなかったり、ひとたび不登校の様子を呈していれば、現代の教育問題のゆがみとして、さらに親の関心の高さも重なって、「心」の専門家としてのスクールカウンセラーの出番となり、継続的な関わりがもたれやすい。

けれども、子どもたちの問題は学校に関する現象だけに集約できるのだろうか。家族全体が生活問題を抱え、それが子ども個人のレベルでは生活・教育にも影響しているにもかかわらず、表立っては「困った問題」を呈していない場合、誰が、この見えにくい子どもたちの生活問題を支えていくのだろうか。

実際には、その問題の発端は、担任が最初に目にする(気になる)場合が多いのであろうが、その後の生活問題のフォローを担当に任せるには荷が重すぎると思われる。授業・クラス運営・不登

表11 学校別と家の中での争いごとが悩みのクロス表(子ども票)

		家の中での争いごとが悩み		合計	
		感じている	感じていない		N. A.
学 校 別	B中学校	24 16.3%	117 79.6%	6 4.1%	147 100.0%
	C中学校	30 19.4%	123 79.4%	2 1.3%	155 100.0%
	D小学校	29 35.8%	51 63.0%	1 1.2%	81 100.0%
	E小学校	19 16.5%	93 80.9%	3 2.6%	115 100.0%
合 計	102 20.5%	384 77.1%	12 2.4%	498 100.0%	

表12 学校別・世帯年収別と1ヶ月おごづかいのクロス表(親票)

		1ヶ月おごづかい					合計	
		1000円以下	1001~3000円	3001~5000円	5001~10000円	あげていない		N. A.
学 校 別	B中学校	18 16.2%	68 61.3%	3 2.7%	1 0.9%	19 17.1%	2 1.8%	111 100.0%
	C中学校	12 9.0%	85 63.9%	14 10.5%	2 1.5%	20 15.0%	0 0.0%	133 100.0%
	D小学校	35 46.1%	10 13.2%	0 0.0%	0 0.0%	29 38.2%	2 2.6%	76 100.0%
	E小学校	62 58.5%	4 3.8%	1 0.9%	0 0.0%	38 35.8%	1 0.9%	106 100.0%
世 帯 税 込 み 年 収	200万円以下	13 36.1%	8 22.2%	0 0.0%	1 2.8%	14 38.9%	0 0.0%	36 100.0%
	201~ 300万円	6 21.4%	11 39.3%	3 10.7%	1 3.6%	7 25.0%	0 0.0%	28 100.0%
	301~ 400万円	16 29.1%	20 36.4%	3 5.5%	1 1.8%	15 27.3%	0 0.0%	55 100.0%
	401~ 500万円	16 26.7%	23 38.3%	4 6.7%	0 0.0%	16 26.7%	1 1.7%	60 100.0%
	501~ 700万円	41 35.3%	44 37.9%	5 4.3%	0 0.0%	26 22.4%	0 0.0%	116 100.0%
	701~ 1000万円	25 42.4%	21 35.6%	1 1.7%	0 0.0%	11 18.6%	1 1.7%	59 100.0%
	1001~ 1500万円	3 50.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	6 100.0%
	1501万円 以上	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
	N. A.	7 11.3%	36 58.1%	2 3.2%	0 0.0%	14 22.6%	3 4.8%	62 100.0%
	合 計	127 29.8%	167 39.2%	18 4.2%	3 0.7%	106 24.9%	5 1.2%	426 100.0%

表 13 学校別・世帯年収別・家族構成と携帯電話(PHS 含む)所有のクロス表(親票)

		携帯電話 (PHS 含む) 所有				合 計
		自由に使用できるものを持っている	持っているが親子間だけで使用できるもの	持っていない	N. A.	
学 校 別	B 中学校	7 6.3%	2 1.8%	100 90.1%	2 1.8%	111 100.0%
	C 中学校	26 19.5%	9 6.8%	98 73.7%	0 0.0%	133 100.0%
	D 小学校	2 2.6%	3 3.9%	70 92.1%	1 1.3%	76 100.0%
	E 小学校	0 0.0%	5 4.7%	101 95.3%	0 0.0%	106 100.0%
世 帯 税 込 み 年 収	200 万円以下	4 11.1%	5 13.9%	27 75.0%	0 0.0%	36 100.0%
	201～300 万円	6 21.4%	2 7.1%	20 71.4%	0 0.0%	28 100.0%
	301～400 万円	2 3.6%	3 5.5%	50 90.9%	0 0.0%	55 100.0%
	401～500 万円	6 10.0%	4 6.7%	50 83.3%	0 0.0%	60 100.0%
	501～700 万円	7 6.0%	1 0.9%	108 93.1%	0 0.0%	116 100.0%
	701～1000 万円	1 1.7%	2 3.4%	56 94.9%	0 0.0%	59 100.0%
	1001～1500 万円	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%	6 100.0%
	1501 万円以上	1 25.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	4 100.0%
	N.	8 12.9%	2 3.2%	49 79.0%	3 4.8%	62 100.0%
	A.					
家 族 構 成	父母+子ども	16 5.5%	12 4.1%	263 90.4%	0 0.0%	291 100.0%
	父母+子ども+祖父	6 11.8%	1 2.0%	44 86.3%	0 0.0%	51 100.0%
	父+子ども	1 16.7%	0 0.0%	5 83.3%	0 0.0%	6 100.0%
	父+子ども+祖父	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
	母+子ども	11 19.6%	5 8.9%	40 71.4%	0 0.0%	56 100.0%
	母+子ども+祖父	0 0.0%	1 11.1%	8 88.9%	0 0.0%	9 100.0%
	その他	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	3 100.0%
	N.	1 11.1%	0 0.0%	5 55.6%	3 33.3%	9 100.0%
A.						
合 計		35 8.2%	19 4.5%	369 86.6%	3 0.7%	426 100.0%

校や非行生徒への対応という忙しさの中で、担任は家族に協力を求め、最後には家族の問題や責任として帰するしかない場合も多いのであろう。しかし、その親たちもまた「わかっていない」あるいは、「わかっていても、子どもへの対応は後回し」にせざるを得ない場合が多いのである。次に、筆者がA市におけるスクールカウンセリング活動においてかかわった事例を通して、子どもと家族の困難さを考えてみたい。ここでは、家族という

資源、あるいは家族のもつ資源の違いによって、事例のもつ困難さの性格も展開も異なり、そこへの援助の内容も異なっている様子を読みとることができよう。

3. 問題解決と家族

中学校におけるスクールカウンセリング活動では、不登校・ひきこもり・非行をはじめとした様々な事例に接しており、さらには、そうした要因は、

問題解決の「入り口」であって、その事例の展開には家族関係や家族員の精神的・身体的なハンデも関わっている事例が少なくない。ここでは、それらの中から、いわゆる「不登校」の事例と「非行」の事例について、先の調査でB・E学校に代表されたような生活の安定しているケースと、C・D学校に代表されたような生活困難のケースという対照的な事例をもとに考察していく。提出する事例は、B・C中学校以外の中学校も含めたA市内の中学校からのものである。なお、個人のプライバシーへの配慮から、本稿でこれらの事例を紹介する目的に合致する以外の個人データは捨象してある。

(1) 不登校の事例

最初は、「不登校」が主訴であった生活の安定しているF子と生活困難のG子の事例を通して考察していく。F子は、中学1年の終わり頃より不登校となった。いじめ等の表立った理由はないが、2年生になった時にはF子自身から「学校をやめたい。」という強い訴えがあった。後に本人との面談では、「クラスの雰囲気が入りにくい」、「クラスでよい子をする自分がイヤ……」という声が出ていた。

以前、教育関係の仕事に携わっていた母親は、F子が不登校となりかけていた頃から、「不登校」に関する情報を収集しており、スクールカウンセラーや精神科医をはじめ、各学校に派遣されている心の相談室相談員や不適応指導教室、また、民間のフリースクールなどの情報にも精通していた。さらに母親は、A市内だけではなく近郊でより社会資源の豊富な他市の情報も収集し、それぞれの資源についてF子と相談しながら一緒に出向き、自分の子どもの居場所を探す努力を続けていた。公務員の夫もまた、母親のこうした一連の努力に協力的であり、カウンセラーとの面接に同席することもあった。加えて、母親は夫や自分、あるいはF子のこれまでの成長過程でのネットワークを用いて、F子が学校に行けない間も、彼女が引きこもることなく行ける「場」を提供し、F子自身の楽しみを広げる上で、パソコンのインターネッ

トも揃えていった。

結局F子は、近郊にあるフリースクールに本来の自分を出せる居場所を見だし、一方母親も、このことが契機となって不登校児へのサポーターとしてボランティア活動を始めるに至っている。このケースについて、スクールカウンセラーが援助したこととしては、母親の情報収集や情報の取捨選択の手伝いと、母親とF子への心理的なサポートであった。学校側もF子がフリースクールだけではなく、学校にも帰ってこれるように、保健室登校をはじめとした学校での居場所の提供において柔軟な対応をしていたが、やはり母親が中心となって「上手く」動いていったことが、F子自身の居場所探しと学校との距離の置き方が成功したのだと思われる。

もう一つはG子ケースであるが、彼女は中学に入学してまもなく学校へ行かなくなった。この事例も表立った理由は見あたらないが、Fケースと大きく異なるのは、家族の対応である。この家族は母親の離婚により母子家庭となり、A市に移り住んできた。母親の就労もパート就労であり、児童扶養手当を合算し公営住宅を利用して厳しい生活状況にある。また母親には新しいパートナーもおり、G子は夕食も自分の部屋の中でとり、ほとんど家族とは会話をせずに過ごしている。

スクールカウンセラーが担任を通してこのケースに関わり、母親の了解のもと家庭訪問をして最初に行ったのがゴミとゴキブリのいたG子の部屋の掃除である。また、継続的な家庭訪問では、食事が満足にできていないG子に対して、お弁当を差し入れすることも多かった。G子は、担任やスクールカウンセラーが家庭訪問を実施する中で、別室登校を試み給食を食べて帰る日もあったが、学期を通して継続的な登校には至っていない。

母親との面談も数回行ったが、母親の基本的な姿勢は、「学校にどうにかしてほしい。」というものである。もちろん、子どもが学校へ行かず、一日中家でテレビだけを見ている状況に困ってはいるが、子どもの将来を見通しての心配はしていない。母親と担任とスクールカウンセラーとの話し

合いの中で、母親としての意向をたずねた時に、「(どうしていいか) わかんないだよねぇ。子どもに聞いても答えてくれないし。はっきり言って、親としては何にも考えていないだよねぇ。」と臆することなく話していた。

さらに、今の母親と子どもの生活をG子のためにどのように改善していこうかといった具体的な話になると、母親は「仕事が忙しい」を理由に話し合いの場をもつことさえも避けるようになり、担任やカウンセラーが家庭訪問をしても不在のことが多くなってしまった。

(2) 非行の事例

次に、いわゆる「非行」の事例について見ていきたい。ここでは、H子とI子の事例を提出していくが、これらの事例も、H子が生活が安定しているのに対して、I子は生活保護を受給している生活困難の事例である。

H子について、担任からスクールカウンセラーが受けた相談内容としては、服装の乱れ・遅刻・無断欠席・外泊・万引き・異性行為・教師や親への反抗的態度というものであった。他校生徒とのいざこざでは、殴り合いとなり警察に事情聴取を受けたこともある。彼女の生活の「乱れ」は中学1年の終わり頃より始まった。それ以前は、小学校では明るく友人も多かったが、中学ではその友人たちとは別々の学校となってしまう、孤立しがちであった。家庭環境としては、父親は大企業に勤めるサラリーマンであり、母親は専業主婦である。小さい頃より家庭でのしつけは厳しい一方で、毎年の家族旅行も欠かさないという環境であった。H子の生活が乱れはじめた頃には、彼女のためにと犬も飼い始めていた。また、母親は、これまでも教育相談などのいくつかの相談窓口を訪れているが、いずれも「子どもの居場所づくりを……」というおざなりな返答に諦めを感じていた。

カウンセラーとの初回面接が、H子がすでに中学3年生であるということもあって、卒業までにあまり時間がなく、両親との面談を数回した後に、カウンセラーが同席する形でH子と両親を対峙させる場を設定した。H子のかなり長い沈黙の後

(いつもは、この沈黙に両親が耐えられずに、「どうして〇〇みたいなことをするの。」という問いただしや、「今度〇〇したら、××させないよ。」といった何らかの条件付き譲歩を切りだし、それに対してH子はますます黙りを続ける状態であった。)、H子が泣きながら両親へ出した要望としては、「自分の友人を悪く言わないでほしい。たとえば、それが『悪く見える』ような子であっても悪く言わないでほしい。」というものであった。

その後両親は、H子に対して「家族との約束事は守る」といった厳しさは譲らずとも、H子からの要望を受け入れ、H子だけではなく彼女の友人にも理解を示そうとしていった。H子の友人には、家族関係や家庭環境のために、家に帰っても一人だけであったり居場所のないという子もあり、そうした友人をH子が家に連れてきたときには、H子と一緒に受験勉強の夜食を提供してあげたりもしていた。結局、H子は第一希望の高校は落ちたものの、第二希望の高校に合格し、進学して行った。

一方I子の場合、服装の乱れ・遅刻・無断欠席・煙草・飲酒・外泊・異性行為・他生徒への威嚇・教師や親への反抗的態度・家庭内暴力であった。相談の内容だけを拾ってみるとH子とI子では同様の問題を呈しているようにも思われるが、H子が特定の成人の恋人との異性行為であったのに対して、I子の場合、時には数日、長いときには10日近くの家出に伴う異性行為もあり、売春の疑いももたれている。また、親への反抗や家庭内暴力も、親にアザができるほどに、また家中の家具や建具に大きな穴があくほどの暴力があった。母子家族である母親も、暴力がエスカレートしたときや家出が長引いたときには警察を呼び、何度か児童相談所への一時保護をしたこともあったが、最後には子どもからの説得や脅しに負けて、福祉施設の利用ではなく家庭引き取りとなっている。

母親は、I子の行動には手を焼いているものの、親としての厳しさや一貫性はない。それは、母親自身が別れた夫からDV (Domestic

Violence) を受けていた影響もあって、暴力に対する「慣れ」や「諦め」の姿勢があるためと思われる。I子の家庭内暴力に対しても、I子は父親から母親への暴力を見て育っているのだから「しょうがない」という諦めを感じている。カウンセラーが、「I子が将来、わが子へのコントロールを暴力で行わないようにするためにも早期の対応をしましょう。」といった促しをしても、母親にとっては「いま」のことで精一杯である。さらに母親は、I子に禁煙を言いつつも、母親自身が煙草を吸いたいときには、「I子の分も買ってきいから……」と言ってお金を渡して買いに行かせたりするという、一貫性のなさもある。

担任やカウンセラーは、I子本人へのアプローチはもとより、家庭訪問をして母親に対しての面談も重ねていくが、母親の、その場しのぎの対応をしていくという態度には変化が見られない。また、担任等が頻繁に訪れたくとも、元夫（母親は、離婚後も元夫が訪ねてくることを容認する時がある）や、I子の友人関係の親が暴力団の関係者ということもあり、一教員が家庭訪問していくのには、恐怖心もぬぐいきれない。生活保護のケースワーカーからも、単独での家庭訪問は避けるようにというアドバイスが学校へ入っている。当然のことながら、この家族をとりまく個人的なネットワークも、親族の援助も求められず、家族にとってのキーパーソンとなる人物が存在していない。

こうしたケースに対しては、地域における関連機関のネットワークづくりと、児童相談所との連携が必要とされる。担任もカウンセラーも、日ごとに生活が荒れていくI子を目の前にして、児童相談所への訪問や連絡を密にしていけるが、現状では、児童相談所は「歯がゆさ」を感じさせる動きしかできていない（学校の先生の言葉を借りれば「児童相談所は、動いてくれない。」）。児童相談所にとっても、最後には母親の「引き取り」の「意志」によって、「これ以上は動きにくい。」という状況なのであろう。このケースが、I子から母親への暴力ではなく、母親から子どもへの虐待問題であれば、その問題の社会的注目度の高まりや法

整備によって、児童相談所の動き方も異なっていると思われる。しかし、虐待でもなく、また非行といっても（今の段階では）麻薬などといった親の保護責任を越えるような「警察が関与しやすい」非行でもない、生活困難家庭の子どもたちの問題については、未だ専門家の編み目からは抜け落ちてしまっているのである。

（3）事例を通して

上記の4ケースは端的な事例を示したのであり、もちろん、それぞれの4ケースの中間に位置するケースも少なくはない。例えば、生活に余裕はあっても親が自分の要求を第一にして子どもへの関わりを継続的に維持できないというケースや、何でも金銭的な解決に頼ろうとする親もいる。また、生活に困窮しているながらも母親が社会資源や自分の親族を使って子どもの問題改善に動いているケースや、ただひとり母親が昼夜の仕事に加えて子どもの送迎を続けており、母親の体調と子どもの不登校とが天秤にかけられているといったケースも存在している。しかし、前者が「心」のケアとしてのカウンセリング活動へと家族を導いて行きやすいのに対して、後者についての援助は、その「心」へのアプローチ以前のところで苦慮しているのである。グレイゾーンの発達の遅れが疑われる生徒を医療機関へと繋げようとした際に、その生徒の健康保険証がない（本来は国民皆保険であるので「ない」ということはあり得ないのだが）というケースには、カウンセリング以前の問題が横たわっているのである。そしてそれは、確実に子どもの不利益として存在している。

先に呈したケースで言えば、F子やH子のケースが、家族のもつ資源の豊かさや母親の資源を活用する能力の高さによって、スクールカウンセラーは学校の相談室で「待ち」の姿勢でカウンセリング活動をしていく中でもケースが動いていったのに対して、G子やI子のケースの場合は、ソーシャルワーク本来の「出前」方式で家庭訪問をして、私的・公的なネットワークの連携も図ろうと試みる。しかしそれでも、母親自身が個人的なネットワークをもっておらず、反対に公的なネットワー

クに対しては、その抵抗感から周囲に対してシャッターを下ろしていくといった難しさをもっている。

これらの事例に限らず、筆者がカウンセリング活動をしていく中で感じる傾向としては、高学歴あるいは生活の安定している階層の親、なかでも母親たちが、わが子の心配を先取りしすぎる形で悩んでいる傾向があるのに対して、生活に逼迫している親たちは、そこまでの生活の余裕がないためであろうか、「いま」の時点での心配や困りごとに悩んでいたり、あるいは、その気づきがない親もいる。また、その悩みの重み付けの順位が「違うのではないか」と思われることもある。例えば、親たちは「学校にさえ行ってくれば……」ということをお口にしますが、それは、わが子が家で喫煙や飲酒を行っていたり、外泊をしていたり、町中で万引きや自転車を盗んでこようが、それらの問題よりも「学校へ行っていない」ということの方が問題としては重要であり、反対に学校に行きさえすれば全てが解決したかのように考えているのである。しかしそれは一方で、矛盾するようだが、「学校に繋がってくれている」ということが、子どもの問題を学校と親と一緒に解決するためのテーブルにつく第一歩であり、G子ケースのように拒否的な、あるいは気づきのない親に対しては、「とにかくは学校へ」と考えてくれることが（それが頼りきってしまっている状態であれ、学校に対して問題を丸投げしている状態であれ）大切な側面ももっているのである。

G子やI子のケースでは、スクールカウンセリング活動の限界と、スクール・ソーシャルワーク的な対応をしていくことの必要性を示す一方で、スクール・ソーシャルワーク活動を行っていくなかでも困難となる要因を示唆している。すなわち、いわゆる「どうしようもない親」あるいは「気づきのない親」と言われてしまう動機付けの低い母親に対する対応の難しさである。このケースのおかれている背景にある問題としては、G子やI子ケースの住んでいる公営住宅や近接の公営住宅に低所得層が多いということもあって、生活困難や生活問題を抱える家庭が密集しているといった地

域特性があげられる。

こうした地域では、福祉事務所のワーカーをはじめ民生委員・児童委員といった地域のボランティアソーシャルワーカーも、G子の家族が生活保護を受給したり問題が顕在化しないかぎり、他の困難事例の中に埋もれて見えづらい傾向がある。I子ケースの場合は反対に、個々の専門職は状況を把握しつつも個別では介入することの困難さを承知しており、法的な後ろ盾がある「何か」ことが起きるのを待ってしまうような結果となっている。すなわち、地域のソーシャルワーカーがいない、あるいは機能していないために、こうした家族の見守り役が不在となってしまっているのである。

一方、母親自身にしても、自らが適切な養育環境の中で育ってきていないために、子どもへの関わり方がわからないといった困難な養育の連鎖が存在している。さらに、母親の原家族を含めた親族も生活に余裕がなく、そのサポートも得られない⁹⁾、むしろ母親とその親族間のトラブルがG子やI子家族に困難さを付加する要因ともなっている。

母親を、母親の成育歴や現在のコンテキストの中で見ていくと、単に母親を叱咤したり「お母さんしっかりして」といった励ましだけでは、いっこうに解決に結びついていかないことは自明のことながら、そこからは進んでいかない現状がある。生活に逼迫している親に寄り添って考えてみれば、自分の生活だけでも落ち込んで疲れ切ってしまうような毎日なのに、学校の先生から呼び出され、わが子が何か問題を起こした、あるいは、さほど良くないわが子の成績を見せられる、果ては、進路選択などで親の決断を迫られる時といった場面でしか学校と親との接点がないのであれば、自ずと学校からは足が遠のいてしまうのも、ある意味で当然であろう。以前、アメリカの貧困地域での聞き取りにおいて、動機付けの低い・気づきのない親の学校への参加をいかに促すのかについて質問をしたことがあった。回答としては、お茶菓子や時には食事を用意したうえで話し合いの場を設けて、親に学校に来てもらう機会を多くつくる

実践を話していた。筆者は、その話を聞いた時には、「エサ」で親を釣るような感がして腑に落ちない気がしていたが、こうした結果を概観してみると、日頃の茶話会や食事会といった交わりの中から、子どものことを一緒に考えられる土俵づくりが、やはり大切なのであろうと思う。

4. おわりに

名称が「スクールカウンセラー」であれ、「スクール・ソーシャルワーカー」であれ、子どもとその家族の「生活」を支えていくことを学校だけで対処していくことは難しく、限界がある。学校が他の機関と結びついていない・いかなない実態の背景には、学校自身が問題を抱え込んでしまっていることや、反対に学校側がアクションを起こしても他の連携機関の方が動いてくれない、あるいは、学校が警察・福祉事務所・児童相談所といった専門機関からの要請に応じて情報提供をしても、その後のフィードバックが成されていないという状況も横たわっている。最近では、専門機関の「ネットワーク」や「コラボレーション」が流行となっちはいるが、学校はその趨勢から取り残されがちとなり、学校独自で不登校・非行問題といった問題を外に発信してきたのではないだろうか。岡山市において、学校が民生委員・児童委員の協力を得て、家庭訪問を実施するという試みが新聞の記事になる⁽¹⁰⁾こと自体が、「学校・家庭・地域」というコンテキストが言われて久しいにもかかわらず、実践的な展開としては、未だ緒に就いたばかりであることを示している。

スクールカウンセリングやスクール・ソーシャルワークは、カウンセリングかソーシャルワークかといった対抗関係にあるのではなく⁽¹¹⁾、カウンセリング機能が十分に効率的・効果的に成されるためにも、ソーシャルワーク的な対応が、その前提として必要になってくるのであろう⁽¹²⁾。しかもそれは、先に見たように子どもの不平等さが家族を通して具体化されてきていることからしても、生活基盤から支えていく必要のある家族こそに求められており、親の現状認識の低さも含めて、そ

こへ教育と福祉が連動していかに介入していくかが問われているのである。

注・引用文献

- (1) 山下英三郎はアメリカでスクール・ソーシャルワークを学んだ後、日本で初めての「スクール・ソーシャルワーカー」としての実践を行った。また、1999年には、スクール・ソーシャルワーク協会を設立し、同会会長でもある。
- (2) 岩崎久志『教育臨床への学校ソーシャルワーク導入に関する研究』風間書房、2001年。
- (3) 岩崎 前掲書 P. 93。
- (4) 岩崎 前掲書 Pp. 91-93。
- (5) 岩田美香『現代社会の育児不安』家政教育社、2000年。
- (6) 青木紀「貧困の世代的再生産—教育との関連で考える—」庄司洋子・杉村宏・藤村正之編集『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣、1997年。青木紀・杉村宏・松本伊智朗・野崎哲也「現代社会の子育てと社会階層—北海道子どもの生活環境調査から—」『教育福祉研究』第2号特集号、北海道大学教育学部教育計画研究室、1993年。久富善之『豊かさの底辺に生きる』青木書店1993年、杉村宏「子ども・家族・貧困—社会階層と子どもの進路を中心として—」白沢久一・宮武正明編著『生活関係の形成』軽装書房1987年、Pp. 108-153など。
- (7) 岩崎 前掲書 P. 117。
西尾裕吾「スクールソーシャルワークの研究」『臨床教育学研究』第1号、P. 57。
- (8) 岩田美香・青木紀『子どもの生活状況に関するアンケート調査報告書—北海道A市における子どもと親への調査結果—』北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉論分野、2003年。
- (9) これらに関しては、岩田美香「離別母子家族と親族の援助—母親の学歴からみた階層性—」『教育福祉研究』第7号、北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉論分野、2001年、Pp. 57-72。および、岩田美香『母子生活支援施設を利用している方の生活と意識に関する調査報告書』北海道母子生活支援施設協議会、2003年を参照のこと。

- (10) 朝日新聞 2002年9月8日朝刊「最多の13万9千人 不登校に新対策」
- (11) 以下の3人の座談会では、タブー視されがちであった「不登校児への治療」というアプローチの位置づけを斉藤が整理しており、参考となった。斉藤環・山下英三郎・藤井誠二巻頭座談会『本当ですか!? 「不登校の子は引きこもりする」』『月刊子ども論』9月号、クレヨンハウス、2001年。
- (12) 小沢牧子が『「心の専門家」はいらない（洋泉社、2002年）』という著書のなかで、社会全体が「心」のケアに特化することへの警鐘を鳴らすとともに、「日常の復権」と提唱していることも、生活を支えていくソーシャルワークに通じるものであろう。

(北海道医療大学看護福祉学部助教授)